

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、本人の都合による退社又は、本人の責めに基づき解雇に至った場合は、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

入社より30日以内の退職の場合	80%
入社より60日以内の退職の場合	50%
入社より90日以内の退職の場合	20%

但し、求人企業の就職した者に対する処遇、及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なっているなどが起因する場合はこの限りではない。